

令和2年10月9日

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会  
代表者 殿

トラック運送における取引環境・労働時間改善神奈川県地方協議会事務局  
(事務局)厚生労働省神奈川労働局  
国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局  
一般社団法人神奈川県トラック協会

台風等による異常気象時下における取引先運送事業者における輸送の安全  
確保への協力等について(依頼)

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

昨年9月以降に発生した大型で猛烈な台風15号と台風19号により、神奈川県内各地において、高波での浸水、強風による足場の倒壊など甚大な被害が発生しました。また、本年7月に発生した一連の豪雨では、九州、中部、東北地方をはじめ、広範な地域において、多くの人命が失われ家屋の倒壊・流失などの被害のほか、ライフライン、地域の産業等にも甚大な被害をもたらしました。更に、本年9月にも近年例を見ないような台風が九州を直撃しています。

これからの時期、台風等による異常気象時下における様々な影響や被害の発生が懸念される中、貴団体の会員事業場で働く方々の安全確保はもとより、取引先である企業の労働者の方々の安全確保に御協力いただき、強風・大雨等による職場における被害を最小限に抑えることが肝要です。

また、台風等による異常気象時下では、トラック運送事業者が輸送の安全を確保することが困難な状況下で荷主に輸送を強要され、トラックが横転するなどの事故が発生しており、このような場合にはトラックドライバーの生命や身体が害されるおそれがあることはもとより、当初の運行計画が崩れることにより出入荷時刻の遅延やドライバーの長時間労働などが発生し、運転者自身に精神的余裕がなく、冷静な判断を行うことが困難になることで、交通事故につながることも考えられます。

このため、貴団体におかれましては、台風等による強風・大雨等の異常気象時下における労働災害等防止の徹底とともに、荷主とトラック運送事業者が連携し、場合によっては集荷集配業務等の運送業務の中止を事前に検討することも含め、安全運行を図りドライバーの長時間労働、労働災害の防止等、より良い労働環境が確保できるよう、傘下企業の皆様に対して、下記事項へのお取組みについて周知いただくよう、御協力をお願い申し上げます。

#### 記

##### 1 輸送の安全を確保するための措置を講じる目安の設定

国土交通省では、令和2年2月28日付けの通達で、台風等の異常気象時下においてトラック貨物運送を行う場合に、輸送の安全を確保するための目安を定めています。

別紙1「輸送の安全を確保し、持続的な物流機能を維持するため、台風等による異常気象時下における輸送の目安を定めます(令和2年2月28日付け国土交通省自動車局貨物課プレスリリース)」を参考にして、取引先運送事業者と輸送の目安等の情報を共有し対応を事前に検討しておくなど、台風等による異常気象時下における輸送の安全確保に御理解御協力をお願いします。

2 会員事業場(荷主)が管理する建物に対する倒壊・損傷等の防止について

台風の接近等により建物等の倒壊や損傷による危険が予想されるときには、強風による倒壊や損傷することを防止する措置を行ってください。

なお、台風通過時には、事業場の建屋や倉庫・車庫等の施設にかかる点検と異常個所の補修及びその他建物等の点検補修を速やかに行うよう御留意をお願いします。

3 台風通過後のトラック荷台からの災害防止対策について

強風・大雨が伴う台風通過後には、建物等の倒壊による危険が残存している可能性があることや、トラックの荷台などが雨に濡れて、滑りやすい環境下であることに十分御留意の上、荷役作業にあつては(取引先の作業者を含む)、一層の転落防止措置について御留意いただくようお願いいたします。

4 その他

新型コロナウイルス感染症対策については、引き続き「3つの密」の回避及び新しい生活様式の普及等に心がけていただきますようお願いいたします。

別紙2「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用して、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくようお願いいたします。

【本件に関するお問い合わせ先】

上記1関係：国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局輸送部門 小泉・板垣

TEL:045-939-6800

(音声ガイダンス1)

上記2から4関係：厚生労働省神奈川労働局労働基準部監督課 佐藤

TEL:045-211-7351

**輸送の安全を確保し、持続的な物流機能を維持するため、  
台風等による異常気象時下における輸送の目安を定めます。**

**～輸送の安全を確保するための措置を講じる目安の設定～**

台風等の異常気象時下において、トラックによる貨物の運送を行う場合に輸送の安全を確保するための措置を講じる目安を通達として定めます。

これにより、異常気象時における輸送の安全を確保するとともに、トラックドライバーの生命や身体を守り、持続的な物流機能維持に寄与します。

### 1. 背景

昨今の台風等異常気象時において、トラック運送事業者が輸送の安全を確保することが困難な状況下で荷主に輸送を強要され、トラックが横転するなどの事故が発生しており、このような場合には、ドライバーの生命や身体が害されるおそれがあることはもとより、トラック運送事業者は行政処分を受け、当初の運行計画が崩れることにより、物流全体の効率性が損なわれ、持続的な物流機能にも影響が生じるおそれがあります。

今般、こうした状況を踏まえ、台風等の異常気象時における輸送の在り方の目安を定めることとします。

### 2. 通達に定める内容

#### (1) 輸送の目安等

別添のとおり、雨や風等の強さに応じた車両へ与える影響を示すとともに、輸送の安全を確保するための措置を講じる目安について定める。

#### (2) 輸送を中止した場合の対応等

運送事業者等が気象情報等から輸送を中止することとした場合には、直ちに荷主等へ報告する旨や、安全な輸送を行うことができない状況であるにもかかわらず、荷主に輸送を強要された場合には、国土交通省に設置する「意見募集窓口」等に通報いただきたい旨について定める。

### 3. 今後のスケジュール

施行日：令和2年2月28日（金）

(問い合わせ先)

国土交通省自動車局貨物課トラック事業適正化対策室

梅田 神崎 伊丹

代表：03-5253-8111（内線 41-334, 41-353） 直通：03-5253-8576

FAX：03-5253-1637

【別表】異常気象時における措置の目安

気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安*
降雨時	20～30mm/h	ワイパーを速くしても見づらい	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	30～50mm/h	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロプレーニング現象）	輸送を中止することも検討するべき
	50mm/h以上	車の運転は危険	輸送することは適切ではない
暴風時	10～15m/s	道路の吹き流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	15～20m/s	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる	輸送を中止することも検討するべき
	20～30m/s	通常で速度で運転するのが困難になる	
	30m/s以上	走行中のトラックが横転する	輸送することは適切ではない
降雪時	大雪注意報が発表されているときは必要な措置を講じるべき		
視界不良（濃霧・風雪等）時	視界が概ね20m以下であるときは輸送を中止することも検討するべき		
警報発表時	輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断するべき		

※ 輸送を中止しないことを理由に直ちに行政処分を行うものではないが、国土交通省が実施する監査において、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに輸送したことが確認された場合には、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号）」に基づき行政処分を行う。